

【表紙】

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                  |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                 |
| 【提出日】      | 平成28年 6 月30日                           |
| 【会社名】      | 株式会社テセック                               |
| 【英訳名】      | TESEC Corporation                      |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 田中 賢治                          |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都東大和市上北台三丁目391番地の 1                  |
| 【電話番号】     | 0 4 2 ( 5 6 6 ) 1 1 1 1                |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務人事部部長 岩田 勉                           |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都東大和市上北台三丁目391番地の 1                  |
| 【電話番号】     | 0 4 2 ( 5 6 6 ) 1 1 1 1                |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務人事部部長 岩田 勉                           |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能と経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る目的から、監査等委員会設置会社に移行し、この移行に必要となる監査等委員会および、監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結できる旨定款の変更を行うものであります。その他、会計監査人に関する事項、剰余金の配当等に関する事項の明確化、表現の修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、田中賢治、矢崎七三、尾亦利夫、牧下裕之の4名を選任するものであります。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件

監査等委員である取締役として、松原治彦、南忠良、舛川博昭の3名を選任するものであります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額150百万円以内に設定するものであります。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額25百万円以内に設定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可否要件  | 決議の結果<br>(賛成の割合) |
|-------|--------|-------|-------|-------|------------------|
| 第1号議案 | 37,226 | 536   | 0     | (注) 1 | 92.9%            |
| 第2号議案 |        |       |       | (注) 2 |                  |
| 田中 賢治 | 36,646 | 1,116 | 0     |       | 91.5%            |
| 矢崎 七三 | 36,537 | 1,225 | 0     |       | 91.2%            |
| 尾亦 利夫 | 37,096 | 666   | 0     |       | 92.6%            |
| 牧下 裕之 | 37,082 | 680   | 0     |       | 92.6%            |
| 第3号議案 |        |       |       | (注) 2 |                  |
| 松原 治彦 | 36,675 | 1,087 | 0     |       | 91.5%            |
| 南 忠良  | 36,600 | 1,162 | 0     |       | 91.3%            |
| 舩川 博昭 | 37,131 | 631   | 0     |       | 92.6%            |
| 第4号議案 | 36,604 | 1,158 | 0     | (注) 3 | 91.4%            |
| 第5号議案 | 36,601 | 1,161 | 0     | (注) 3 | 91.4%            |

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以 上